防災力強化県民運動ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ひょうご安全の日推進県民会議(以下「県民会議」という。)が定める防災力強化県民運動ロゴマーク(別記1。以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

- 第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を、ひょうご安全の日推進県民会議会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 県民会議の構成団体又は兵庫県内の地方公共団体が使用するとき。
 - (2) 兵庫県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 県民会議が広報の目的で使用を依頼したとき。
- (5) 前各号のほか、会長が適当と認めたとき。

(使用承認)

- 第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれか に該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。
- (1) 県民会議の品位を傷つけ、又は県民運動の妨げになる恐れのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を 与え、又は与える恐れのあるとき。
- (4) 前各号のほか、会長が不適当と認めるとき。
- 2 前項の承認は、防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認書(様式第1号)をもって 行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
 - (4) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

- 第6条 第3条の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ防災力強化県民運動ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第2号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、防災力強化県民運動ロゴマーク使用変更承認書(様式第2号)を もって行う。
- 3 前条の規定は、第1項の承認について準用する。

(承認の取消し)

- 第7条 会長は、第3条又は前条の承認を受けた者が、この規程又は承認の内容に違反 していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取消しは、防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認取消書(様式第3号)をもって行う。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物品等の使用、配布、 提示及び販売等をしてはならない。

(責任の制限)

- 第8条 前条の規定により、承認を取り消した場合、承認を受けた者に損害が生じても、 会長はその責めを負わない。
- 2 承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与 えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(ひょうご安全の日推進事業の取扱い)

第9条 ひょうご安全の日推進事業(助成金)に係る事業を実施しようとする者は、別記 2のロゴマークを使用することとし、助成金交付決定時に申請者に対して通知す る。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、 会長が別に定める。

附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019(平成31)年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年4月6日から施行する。

防災力強化県民運動ロゴマーク



防災力強化県民運動

ひょうご安全の日推進事業(助成金)ロゴマーク



ひょうご安全の日推進事業

防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

ひょうご安全の日推進県民会議会長 様

防災力強化県民運動	ロゴマークを使用したいのて	* 次のとおり申請します。
ウィクペノ ノ ノ エ トロント レ レスエーカノ		

1	申請者	住所(所在地)	Ŧ	_				
		氏名 (名称)	※法人の	場合は代表れ	音名を併言	己してくた	ごさい。	
		担当者名						
		電話番号				F A	X番号	
		E メールアト゛レス						
2	使用目的							
3	使用方法							
4	使用期間	年 月	日	~	年	月	日	
5	使用数量							
6	有償・無償 D別	有償(売	:価		円(税込))	•	無償

防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認書

上記申請のとおり、防災力強化県民運動ロゴマークを使用することを認めます。 なお、使用にあたっては、下記事項を遵守して下さい。

記

- 1 使用にあたっては、防災力強化県民運動ロゴマーク使用取扱規程を遵守すること。
- 2 申請内容に変更があった場合は速やかに変更承認申請を行うこと。
- 3 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、物品等の回収・撤去等を行うこと。
- 4 ロゴマークを使用した物品等の使用状況が確認できるもの1点を承認書の写しとともに、県 民会議会長に提出すること。

第 号 年 月 日

ひょうご安全の日推進県民会議会長

防災力強化県民運動ロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日

ひょうご安全の日推進県民会議会長 様

防災力強化県民運動ロゴマークの使用にあたり、次のとおり変更したいので申請します。

1 申		住所(所在地)	〒 −		
		氏名(名称)	※法人の場合は代表者名を併	記してください。	
	申請者	担当者名			
		電話番号		FAX番号	
		Eメールアト゛レス			
2	変更事項	□申請者 □使用目的 □使用方法 □使用期間 □使用数量 □有償・無償の別 □その他			
3	変更内容	変更前			
		変更後			

防災力強化県民運動ロゴマーク使用変更承認書

上記申請のとおり、防災力強化県民運動ロゴマークを使用することを認めます。 なお、使用にあたっては、下記事項を遵守して下さい。

記

- 1 使用にあたっては、防災力強化県民運動ロゴマーク使用取扱規程を遵守すること。
- 2 申請内容に変更があった場合は速やかに変更承認申請を行うこと。
- 3 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、物品等の回収・撤 去等を行うこと。
- 4 ロゴマークを使用した物品等の使用状況が確認できるもの1点を承認書の写しとともに、県 民会議会長に提出すること。

 第
 号

 年
 月

 日

ひょうご安全の日推進県民会議会長

防災力強化県民運動ロゴマーク	使用承認取消書		
	第	年 月	号 日
様			
Ο.	ょうご安全の日推進県	民会議会長	
年 月 日付けで承認した防災力強化県民運動にの理由により、承認を取り消します。	コゴマークの使用につ	きましては、	、下記
記			
理由			